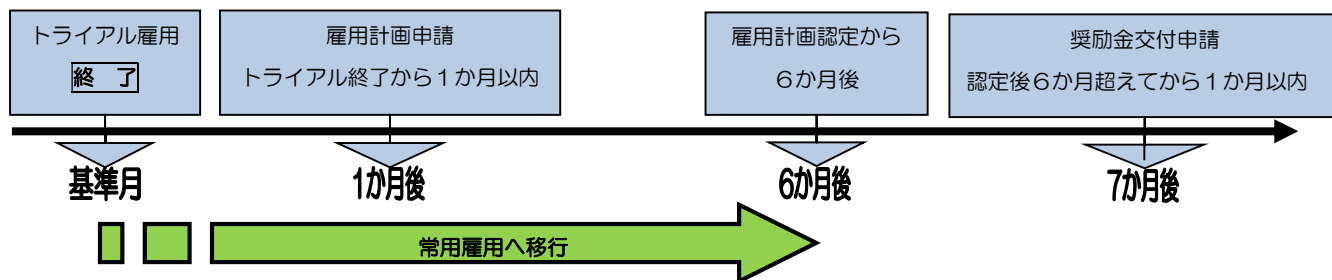


下呂市雇用促進奨励金制度のご案内

下呂市では、市内の事業者が、国の実施するトライアル雇用に基づき、試行的に雇用した人を引き続き常用労働者として雇用した場合、奨励金を交付しています。

制度名	下呂市雇用促進奨励金
対象者	<p><事業所> 市内に事務所、事業所又は営業所を有する個人及び法人で、雇用保険法に規定する適用事業を行うもの</p> <p><対象労働者> 新たに雇用されるまでトライアル雇用（国の試行雇用奨励金を受けていること）されていた人で、市内に住所を有し、事業主または代表取締役の3親等以内の親族でない人</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象労働者を雇用し、雇用計画の認定を受けていること 対象労働者の雇用期間が雇用計画の認定の日から6月を超え、奨励金の交付決定日において継続して対象労働者を雇用していること 対象労働者の雇用の日の6月前の日から奨励金交付決定日までの間において、他の常用労働者を事業者の都合により解雇していないこと 市税等を滞納していないこと 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付けていること 賃金の支払いが遅滞なく行われていること その他適正な雇用管理が行われていること
奨励金交付額	常用雇用者150,000円（対象労働者1人につき1回限度） 但し、障がい者を雇用した場合は、300,000円
認定申請	対象労働者を常用雇用した日から1か月以内
交付申請	雇用計画認定から6か月を超えた日から1か月以内

<下呂市雇用促進奨励金交付手順>



<お問合せ先>

下呂市観光商工部 商工課

0576-24-2222（内線163）